

別表 **ごみかわら版**

カレンダーについて、ペーパーレス化を進めていきます。
高崎市ホームページまたは、ごみ分別アプリをご利用ください。

市ホームページ



ごみ分別アプリ



燃やせるごみ	小学校区	町内会	燃やせないごみ・資源物収集日												
			曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
火曜日 ・ 金曜日	金古	金古1区・2区・5区 金古町四ツ家愛宕 金古町土俵	1・3 木曜	2 ・ 16	7 ・ 21	4 ・ 18	2 ・ 16	6 ・ 20	3 ・ 17	1 ・ 15	5 ・ 19	3 ・ 17	7 ・ 21	4 ・ 18	4 ・ 18
		金古町諏訪													
	金古南	金古6区 金古町王塚 足門9区・29区 足門町中央 足門町南	1・3 水曜	1 ・ 15	6 ・ 20	3 ・ 17	1 ・ 15	5 ・ 19	2 ・ 16	7 ・ 21	4 ・ 18	2 ・ 16	6 ・ 20	3 ・ 17	3 ・ 17
		上郊	中里区												
国府	引間区・塚田区 稲荷台区・冷水区 後疋間区・東国分区 西国分区・北原区	2・4 木曜	9 ・ 23	14 ・ 28	11 ・ 25	9 ・ 23	13 ・ 27	10 ・ 24	8 ・ 22	12 ・ 26	10 ・ 24	14 ・ 28	11 ・ 25	11 ・ 25	

燃やせるごみ	小学校区	町内会	燃やせないごみ・資源物収集日												
			曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月曜日 ・ 木曜日	上郊	保渡田区・井出区	1・3 金曜	3 ・ 17	1 ・ 15	5 ・ 19	3 ・ 17	7 ・ 21	4 ・ 18	2 ・ 16	6 ・ 20	4 ・ 18	収集なし ・ 15	5 ・ 19	5 ・ 19
		堤ヶ岡	三ツ寺区												
	国府	棟高区・観音寺区	2・4 水曜	8 ・ 22	13 ・ 27	10 ・ 24	8 ・ 22	12 ・ 26	9 ・ 23	14 ・ 28	11 ・ 25	9 ・ 23	13 ・ 27	10 ・ 24	10 ・ 24
		菅谷区													
桜山	中泉区・福島区	2・4 金曜	10 ・ 24	8 ・ 22	12 ・ 26	10 ・ 24	14 ・ 28	11 ・ 25	9 ・ 23	13 ・ 27	11 ・ 25	8 ・ 22	12 ・ 26	12 ・ 26	

祝日、振替休日にも燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物を収集します。(令和8年12月30日~令和9年1月3日収集はお休みです)

令和8年度 資源物ステーション

校区	町内会	場 所	校区	町内会	場 所
金古	金古1区	①転作促進研修館	国府	冷水区	①冷水公会堂
	金古2区	①金古2区公民館		後疋間区	①福守神社
	金古町	①愛宕公会堂 ②朋友西南ステーション		東国分区	①東国分クラブ
	四ツ家愛宕	①四ツ家研修館		西国分区	①西国分公民館
	金古町土俵	①土俵区民センター ②中田歯科北ステーション		北原区	①高齢者スポーツ広場 ②三山会サンライズホーム
	金古町諏訪	①北部ステーション ②元伊藤製作所西ステーション			③熊野神社西信号南ステーション
	金古5区	①本光寺		観音寺東区	①観音寺東区民センター ②1区の2ステーション
金古南	金古町王塚	①47班東ステーション ②45・49班境界ステーション	堤ヶ岡	棟高区	①棟高公会堂 ②棟高3警察南ステーション ③千年台集会所
		③王塚6号団地公園 ④王塚5号団地公園		観音寺区	①観音様北ステーション ②天王川北八幡橋隣ステーション
	⑤王塚1号団地公園 ⑥金古町王塚区民センター	③三角公園南ステーション ④NTT中継所西ステーション			
	金古6区-1	①金古下宿公会堂	三ツ寺区	①天昌寺集会所 ②ニュータウン南西(玄中橋北)	
	金古6区-2	①金古交流館 ②染谷川太鼓橋西ステーション	桜山	菅谷区	①菅谷公民館(旧菅谷児童館)
	足門町中央	①足門町中央倉庫敷地 ②道祖神祭り会場入口		中泉区-1	①1区集会所
	足門29区	①群馬総合運動場東		中泉区-2	②中泉区公民館
足門町南	①足門町南集会所	中泉区-3		③3区集会所	
足門9区	①二之沢信号東ステーション ②中部用水ステーション	中泉区-4		④中泉団地西ステーション ⑤中泉4区区民センター	
国府	引間区	①引間公民館	福島区	①福島公民館 ②西浦児童公園南	
	塚田区	①塚田公会堂	上郊	中里区	①中里ふれあい館
	稲荷台区	①稲荷台区民センター		保渡田区	①北部公会堂 ②保渡田交流館
		井出区		①井出集会所	

し尿(くみ取り式)

依頼方法 市の委託業者に電話で依頼してください。
委託業者:(株)環境整備高崎センター TEL:027-325-8008

支払方法 あらかじめ群馬支所市民福祉課または、下記の市指定販売店で購入した「し尿くみ取り券」(1冊 3,100円)で、くみ取り後支払ってください。現金では支払えません。

料 金 1本(36リットル)×くみ取り本数 1本は310円
※土・日・祝日・振替休日・年末年始は収集しません。

浄化槽の管理

浄化槽管理者には、定期的な保守点検と清掃、法定検査等が義務として定められています。

保守点検 市の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」と契約し、点検を依頼してください。年3回以上が目安です。
(人槽や処理方式によって異なります。)

清 掃 市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に依頼してください。年1回以上の実施が法律で義務付けられています。
(株)環境整備高崎センター TEL:027-325-8008

法定検査 (公財)群馬県環境検査事業団等が行います。
新しく設置した時に行う「7条検査」と毎年行う「11条検査(水質検査)」があります。

家庭雑排水槽の汚泥くみ取り

道路側溝や水路、河川などを汚さないようにするために、定期的に清掃(汚泥のくみ取り)をしてください。

汚泥処分方法 ①乾燥させて燃やせるごみに出す
②市の許可業者に依頼する
日管興業(株) TEL:0274-64-2176

事業系のごみは市のごみステーションに出せません

事務所・商店・飲食店・農業(出荷を伴うもの)・工場などの事業活動に伴って生じたごみは、市のごみステーションに出せません。
法令によって、自ら処理することが義務付けられています。

事業所から排出されるごみのうち、一般廃棄物(紙くず・木くず・繊維くずなど)は、①市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するか、②高浜クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

その際、ご不明な点は高浜クリーンセンター(TEL:027-344-2530)へお問い合わせください。

※紙類、ダンボール、飲料缶などは再生資源業者に売却するなど、リサイクルにご協力ください。

※産業廃棄物(廃プラスチック類・金属類など)の処理方法については、産業廃棄物対策課(TEL:027-321-1355)へお問い合わせください。

し尿くみ取り券・粗大ごみ処理券販売店

※「粗大ごみ処理券」は下記店舗のほか全国のセブン-イレブンのマルチコピー機でも購入できます。

地区	町内会	店 名
金古南	金古町玉塚	吉田屋酒店 TEL:027-373-6901

地区	町内会	店 名
堤ヶ岡	棟高区	ローソン群馬町棟高店 TEL:027-372-1041
	三ツ寺区	相澤酒店 TEL:027-373-4367

地区	町内会	店 名
上 郊	中里区	立川商店 TEL:027-373-0142
	保渡田区	鈴木酒店 TEL:027-373-0556

(2026年3月1日現在)